

〔11番 前川文博 登壇〕

○11番（前川文博）

皆さん、おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めます。今回大きく5つありますので、スムーズに進めさせていただきます。

それでは1点目です。神岡・猪谷間の公共交通についてです。1点目、乗合タクシーの運行回数はどうなったのか。2点目、令和8年10月以降は乗合タクシー一本でしたらどうかということです。今年の3月、6月、9月と12月、フルで猪谷線の質問をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

10月から猪谷線は平日の朝夕の時間帯で乗合タクシーへと変わってまいりました。そして土曜日、休日は全く足がなくなりました。利用者からは戸惑いの声も聞いております。予約すれば自宅にタクシーが来るのではないか。土曜・休日でも電話をすれば利用できるのではないか。旅行者の方が猪谷駅で対処できなくて困っていた。東京から親の面倒を見に来るが、休日の足がないので困っている、など聞いております。また、9月末までには生徒が今後どうやって自力で富山に遊びに行けばいいのかということを経営者のドライバーに切実な思いで聞いていたということも聞いております。

そこで1点目です。乗合タクシーの運行回数はどうだったのかということです。

朝夕の利用は少ない、月に数回の運行程度と予想されておりましたが、通勤利用の方や出張利用など1週間の乗降調査では分からなかったことも出てきていると思います。予想以上に運行する回数が多かったとも聞いております。この2か月間の運行状況はどうだったのでしょうか。

2点目、令和8年10月以降は乗合タクシー一本にしたらどうかということです。

今は乗合タクシーと定期路線バスがあり、利用者からは戸惑いの声があります。地元の利用者もあるし、神岡へ親の面倒を見るために帰省したり、旅行する方もあります。古川方面から猪谷経由で神岡への通勤の利用もありました。次回の改正となる令和8年10月からは、乗合タクシーに一本化し、土曜・休日も関係なく、予約で運行する方式が利用者にとって一番分かりやすいと考えます。

また、高校生なども交通弱者です。全ての保護者が猪谷まで送迎できるはずありません。神岡～猪谷～富山ルートで速星まで片道790円、往復とも約1時間30分で行けます。これが神岡～古川経由～富山となりますと速星までは片道1,460円、行きは2時間30分、帰りは3時間20分かかります。運賃は2倍以上かかり、移動時間も1時間から1時間50分余分にかかります。生徒の利便性について前回の質問の際は、私からすると非常に冷たい答弁に思えました。これだけの負担が増えることも踏まえて、令和8年10月以降の一本化についての考えをお聞きいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

岡田総務部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

おはようございます。それでは、一つ目の乗合タクシーの運行回数についてお答えいたします。

10月より平日の朝と夕方の便をこれまでの濃飛バスの運行から、予約制の乗合タクシーに変更いたしました。10月から11月の延べ40日の運行可能日のうち、朝の便は25日間で延べ35人、夕方の便は6日間で延べ6人が利用されました。

この利用者の内訳は、4月に市が行った乗降調査における通院目的の市民の方や、神岡町内への通勤者などが引き続き利用されておりまして、これまでと変わりなく移動手段が確保されております。さらに、大学研究者にもこの制度が浸透して利用者が増えており、制度開始前の利用者はほぼ移行できたことから、代替交通としての役割を果たしているものと捉えております。

また、現在のタクシー運行業務は、市職員16人から協力の申出をいただき、順調に運行できている状況でございます。委託先の宝タクシーや市に対して特段の苦情等は届いておらず、予約に関する問合せがある程度でございます。

これらを総合的に見ますと、赤字が大きかった神岡猪谷線は市直営方式にしたことで経費的にも抑制ができることができ、利用者にとってもサービスが低下することなく見直しができたものと評価しております。

次に、2番目の令和8年10月以降の乗合タクシー一本化の考え方について、お答えいたします。今回の神岡北部乗合タクシーの運行は、あくまでも神岡猪谷線の定時定路線の減便に対する代替交通を目的としております。当該地域の公共交通を、このままデマンド型の乗合タクシーに一本化するかどうかは、神岡北部乗合タクシーの定着状況や現在の神岡猪谷線の利用状況を把握し、利用者の方々との意見交換等を踏まえながら公共交通会議に諮り、財政負担の軽減や利便性を維持できるよう、慎重に進めていく必要があると考えております。

また、定時定路線と乗合タクシーの混在は、市内の別の地域では既に実施されており、利用者からの分かりにくさの指摘には、案内の周知ですとか利用促進に取り組むことで、徐々に解消されていくものと考えております。

公共交通をどのように構築するかについては、利用者のニーズの最大公約数を見極めるということが重要でございまして、一部のニーズを具現化することは全体に大きな影響を与えます。限られた予算と人材の中で、通院や通学・通勤、買物を実現することが重要であり、その実現のために地域公共交通計画を策定し、個々具体の取組をしているのが本市の公共交通でございます。

地域に住まわれる方や神岡町に訪れる方など、様々な事情があるかと思いますが、現状の公共交通の改善点を見つけ、地域との話し合いを通じて、社会情勢に適した公共交通の実現を目指して検討を継続してまいります。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○11番（前川文博）

今、2点お答えいただきました。これしつこくやっているんですけども、最近、同じ時期に猪谷笹津間のバスも廃止になって、最近ニュースになったんですが、陸の孤島になってしまったと、高山線があるけども駅までは歩いて20分、30分かかるんで代替交通にもなっていないと、もう見捨てられたようでここに住んでいけるのかなということもニュースになっておりましたので、そういうことを心配しながら質問をしているんですけども、今、職員で16名の協力があってタクシ

一をやってみえるということでしたが、どれぐらい今、回数は出られましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

10月から11月で先ほどの回数を運行しておりますので、その回数については職員が対応しているということです。1人当たりになりますと、1回から3回程度になるかと思います。

○11番（前川文博）

たしか職員がやり出したのは11月に入ってからですよ。10月に研修会を行って、その後からじゃなかったでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

11月からのドライバーということになります。

○11番（前川文博）

分かりました。先ほどほかでも定時定路線と予約型があるので定着していくという話だったんですが、この猪谷神岡間は通過利用もあるんですよ。猪谷まで来て通過して神岡を通過していくというパターンの利用もあるんです、旅行者で。さっきのほかであるというのは、どこの地区かはちょっと私頭に出てないんですけど、そうすると例えば猪谷駅に着いたときに定時路線のことでバス停には1日3本の時刻が書いてあるんですけど、当日来て予約型なので使うことはできないんですけど、朝と夕方デマンドの予約型があるってことはどこにも分からない状況で、次の参考にいまならない状況なんですけど、その辺を例えば旅行する方とかほかの方にも周知していくのも必要だと思うんですが、その辺どうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

議員御指摘のとおり、その点についてはホームページ等でも紹介して周知をしていきたいと思えます。

○11番（前川文博）

分かりました。ぜひ周知のほうをよろしく願いいたします。

それでは、2点目のほう入ります。各種報酬や費用弁償の見直しについてです。1点目、各種委員の報酬の見直し、2点目、各種委員の費用弁償についてです。

これも令和6年9月と令和7年3月で質問をしました。時給換算したら666円などとなり、最低賃金を割り込む状況です。費用弁償も自家用車利用しか選択肢がないので、見直す必要があると質問いたしました。令和8年度に向け検討を行うとの答弁でしたので今予算の時期ですのではほぼ決まっていると思いますので、その結果を質問いたします。

1番、各種委員の報酬の見直しです。直近の選挙のときに投票立会人の方からもお話がありました。報酬が少ないと、受ける人がいないので同じ方に偏ると、何とかならんのかという話がありました。選挙の立会人を2部制にするとかも含めて、令和8年以降の報酬についてどのような

結論が出ているのかお聞きいたします。

2点目、各種委員の費用弁償です。ガソリンの暫定税率が廃止されることは決定いたしました。これまで補助金が10円出ていましたので、実際には15円の値下げとなります。しかし、車両の価格は上昇が止まっています。国の基準がなくなったということで、市で独自の基準を策定するという答弁がありましたが、どのような方向性が出たのかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 岡田浩和 登壇〕

□総務部長（岡田浩和）

それでは、1点目の各種委員の報酬の見直しについてお答えいたします。各種委員の報酬につきましては、監査委員、農業委員会委員、教育委員会委員、選挙管理委員会委員など様々な委員について、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例にて、日額や月額、年額等が定められております。

この各種委員の報酬の見直しにつきましては、これまでの一般質問での御指摘のほか、総合政策審議会委員からも御意見をいただいていることから、県内自治体の報酬額を参考に、令和8年度からの全体的な見直しを行うよう進めているところでございます。

特に、最も多くの委員に適用されている日額6,000円の報酬については、現行では会議時間が4時間未満の場合は、日額の2分の1にあたる3,000円を、4時間以上の場合は6,000円を支給しております。これを他自治体の事例を参考に、基本となる日額を現在の6,000円から1万2,000円に引き上げる方向で検討をしております。その上で、2時間未満の場合は日額の4分の1に当たる3,000円、4時間未満の場合は2分の1にあたる6,000円、4時間以上の場合は1万2,000円とする見直しを検討しております。

次に、選挙に関する報酬についても見直しを進めており、県内自治体の多くが国の基準額をそのまま採用している状況を踏まえ、飛騨市も国の基準額に合わせる方向で検討をしております。この見直しにより、当日の投票立会人の報酬は日額1万円から1万2,400円になる予定でございます。

選挙執行の現状では、国の選挙を行う場合においても、昨今の物価高騰から国の委託交付金内で経費が賅えず、市の持ち出しが増加している状況にあります。また、投票立会人を2交代制にできないかとの御質問でございますが、投票立会人は各投票所2名の配置が必要でありまして、2交代制では4名の立会人が必要となり、人手不足に拍車がかかります。

これらの経費と人手不足の問題に対しまして、11月6日、総務省選挙課に対し、選挙に関する基準額の引上げや投票立会人が不足していることを踏まえた基準の緩和に関しまして、市独自で要望を行ったところでございます。総務省においては、公職選挙法は議員立法であり、政府からの改正はハードルが高い旨の話があったところです。今後は全国市長会を通じ、国会議員等へ現場の状況を伝えてまいります。

次に、2点目の各種委員の費用弁償についてお答えします。当市の車賃の費用弁償は、合併協議会において定められた1キロメートル当たり20円を現在も使用しております。この点については一般質問での御指摘や総合政策審議会委員から御意見をいただいております。令和8年度から見直

しを進める方針でございます。

県内自治体を見ますと、現在、国の車賃単価は既に廃止されたものの、依然として1キロメートルあたり37円を適用している自治体が多くあります。

この1キロメートルあたり37円という国の単価の設定は、標準的な陸路交通の機関であるところの路線バスの料金を基準に決定され、平成9年10月1日から適用されてきました。

バス路線の料金を基準に考えますと、例えば飛騨古川駅から高山濃飛バスセンターまでのバス料金は1キロメートル当たり約24円、飛騨市役所から高山濃飛バスセンターまでは1キロ当たり約25円程度になります。このように、運行する路線によって単価が異なるため、国の様な単価設定を市独自で行うことは非常に困難であると判断しております。

また、各種委員の皆様が会議等に出席される際には、ほとんどの場合、自家用車を利用されているのが現状です。このため、市としては、自家用車の燃料代や車両使用に係る費用を弁償する独自の基準を設けることが適切であると考えております。自家用車と言いましても、ガソリン車、電気自動車、ハイブリッド車など多種多様でございます。1キロメートル当たりの走行費用や車両価格には大きな幅がありますが、車賃の費用弁償はこれまでと同様に一律の金額とする方針でございます。

具体的には、燃料代への費用弁償として1キロメートル当たり20円、さらに車両の減価償却分の一部弁償として1キロメートル当たり20円を上乗せし、合計で40円とすることで、各種委員の費用負担の軽減を図りたいと考えております。

〔総務部長 岡田浩和 着席〕

○11番（前川文博）

2点答弁いただきました。1点目のほうの報酬の話ですね。今ほぼほぼ倍になるということで、時間も細かく設定して時給単価がいいようになっていくと思うんですけども、選挙の立会人ですよ、やっぱりこの方々が12時間以上、長いと15時間ぐらいになるので、やっぱりその方々が最低賃金を割るような状況なんです。国のほうにも申し入れされたということですけども、この辺今も議員立法でという話だったんですが、何とかかなりそうな気はしますか。ありそうですか。人に出てもらうこともあるので、今出ている人らがどう思ってくれるかという話になると思うんですけど、その辺どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

この件、私、総務省の選挙課へ行ってきたんですけど、実際には結構なかなか難しいという印象でした。議員立法であるということが一番大きくて、政府に話をしても、つまり総務省に話しても総務省からという感じにはなかなか出来なかった。その辺のさじ加減というかニュアンスって我々なかなか分からないんですけど、やっぱり公職選挙法というのはかなりデリケートな問題として捉えているという印象を持ちましたので、なかなか我々がこう言ってもすぐにじゃあ分かりましたというふうになるって感じではなかったと思います。

したがって、この問題は先ほど答弁にもありましたが、やっぱり市長会から各政党とか主要な国会議員に話していくという方向しかないのではないかと思っております。また役員会のほう

でそうした問題提起をしながら対応を進めていきたいと思っております。

○11番（前川文博）

分かりました。

もう1点なんですけども、2交代制の話をさせてもらったら4人いるんでという話だったんですが、市としては例えば半日ずつ2人出れる人がいますよっていう場合は、そういう対応もしていけると、そういうことは残っているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（岡田浩和）

公職選挙法上は、そのような取扱いができるということでございます。

○11番（前川文博）

分かりました。2点目のほうの費用弁償ですけども、燃料代の20円と減価償却の20円ということの40円になったんですが、以前この37円の数字はどこから出たんですかということも質問したら、分かりませんという答弁だったんですが、今回調べていただいてその理由が分かってきました。非常にありがたいんですが、私はもうはっきり37円が上限で出すのかなと思ってたんですよ。市独自で検討した結果ということでしたので、今後もそうやって考えていただいて、来る方の負担にならないようにということをやっていただきたいと思います。

それでは、次に入ります。3点目、水道料金の今後についてということですが。

もうこれは一つです。上下水道料金の検討はどうなっているのかということですが、全国各地で上水道管や下水道管の老朽化による破損が発生しております。飛騨市の下水道管は管の径が小さく比較的新しいので、さほど心配はないと考えられています。上水道については、料金収入での修繕や更新が厳しい状態で、延命治療的な修繕工事がほとんどと思われております。

平成29年12月に質問した際には、最低限の維持補修を行い、水道料金の値上げを最小限に抑えたい旨の答弁でした。そのときは20%の値上げを2回行い、合計で1.44倍にすると決定し、令和4年に水道料金が値上げされました。現在は一回の値上げで何とか水道事業が運営されておりますが、人口減少に伴い水道使用量も減少していきます。当然、料金収入も減少となっていきます。全国では、2倍以上に料金が上昇したところもあるようです。

そこで、上下水道料金の検討はどうなのかということなんです、一回目の料金値上げは当初に予定されていた時期から2年遅く、令和2年から令和4年に後ろ倒しになりました。5年に一度水道料金を見直すと、平成30年度から令和9年度の飛騨市水道事業経営戦略には記されております。2回目の値上げがそろそろあるのではないかと心配をしております。2回の値上げで1.44倍、20年後に1.9倍、30年後に2.3倍と予想する答弁が以前ありました。この先の水道事業についての見込みと料金について値上げするのかどうか。するのであれば、以前決定した20%程度なのか。その先には再値上げもしなくては行けないのか、その考えをお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

おはようございます。水道料金の今後について、上下水道料金の検討について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、上水道料金につきましては、平成30年度に策定した飛騨市水道事業経営戦略において、5年に一度の料金見直しを行うこととしております。令和4年度から令和5年度にかけて、約16%値上げを実施し、現在は令和9年度に予定しております次期料金改定に向けた検証作業を進めております。

議員から御懸念いただいている値上げ幅やその先の長期的な見通しについては、人口減少による給水収益の減少に加え、近年の資材価格や電気料金の高騰など前回の改定時には想定し切れなかった変動要素が生じております。そのため、これらの社会情勢の変化を踏まえた上で、将来にわたり安全な水を安定的に供給するために必要な料金水準について、慎重に検証を行っているところでございます。現時点では、具体的な改定幅や数値をお示しする段階には至っておりませんが、市民の皆様への生活への影響を考慮し、引き続き慎重に検討を重ねてまいります。

次に、下水道料金につきましては、平成23年度から平成27年度にかけて市内の下水道料金を統一し、現在の料金体系に至っております。また、下水道事業は令和6年度より、国の要請により地方公営企業法を適用した公営企業会計として運営を開始しており、これまでの決算データを基に、現在、飛騨市下水道事業経営戦略の改定を進めております。

しかしながら、公営企業会計へ移行してまだ2年目であり、長期的な経営分析に必要なデータが十分に蓄積されていないため、精緻な分析が難しい状況です。一方、令和8年度の予算編成においては、施設修繕費や維持管理費等の高騰が顕著となっております。事業の持続可能性を考慮すると、将来的には料金改定（値上げ）が必要になると考えられますが、現時点で具体的な実施時期や改定幅をお示しできる状況にはございません。

今後も、徹底した経費削減や効率化に努めつつ、必要な投資と料金のバランスを見極め、適時適切に議会や市民の皆様へ御説明できるよう努めてまいります。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

今、回答いただきました。令和9年のまだ見込みは上昇率は出せないということだったんですが、前は2割の上昇を少し抑えて16%ということだったんですけども、この16%上げて今4年になるんですかね、今4年目になっているんですが、その当時の計画と比べてその修繕費の積立とか残っているお金というのは、どんなもんなんですか。予定どおりでしょうか、減少しているのか、その辺をお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

年間2億円の更新費用を予定しておりました。しかしながら、物価高騰、そういったものが資材費の高騰をよんでおまして、そういったもので実際にできる更新が限られてしまっております。なので、実際には若干基金として持っておったものも減少しております。

○11番（前川文博）

ちょっと数字的なことは分かんないと思うんですけども、感覚的に2億円でやろうとしていた量が物価高騰でお金がかかるんで、多分やる距離とかが少なくなると思うんですけど、肌感覚でどれぐらい圧縮されたとか、例えば2割ぐらいはちょっと減っちゃったとか、その辺はどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

確かな数字は申し上げられませんが、まず、この間に大きな事業がございました。といいますのは梨ヶ根浄水場の耐震化の工事、それから今も継続しておりますけども、高野配水池の更新工事、そういったものが大きな事業でございまして、そちらを計画的に平準化するために抑えながらはきておるんですけども、なかなか物価高騰、資材費の高騰が顕著でありますので、そういったものに割かし事業費がかさんでいるという状況でございます。

○11番（前川文博）

分かりました。物価高騰で本当かかっていくのと料金収入が減っているんで、その辺をうまく調整して、よそみたいに途中で水道管はじけて半日ほど止まるとか、本当インフラに生活に直結しますので、その辺だけ注意して進めていただければありがたいかなど。上げる部分はできるだけ少なくしていただいてということで、またどっかで聞きますのでよろしく願いいたします。

それでは、4点目に入ります。医療・介護サービスの今後についてということです。これは2つあります。1点目は神岡のショートステイ事業について。2点目、市民病院の病棟再編と経営についてです。

今、市内の医療や介護サービスに縮小の動きが出てきております。介護医療院の12月末での廃止、ショートステイの受入れが令和8年3月末で休止、令和8年1月から市民病院の一般病棟の1病棟と療養病棟の2病棟を再編し、21床の病床数が休床など、医療や介護サービス利用者や家族への影響や負担が大きいものとなってきております。

そこで質問ですが、1点目、神岡のショートステイ事業についてです。これまで利用できることが普通のように時間が流れておりました。しかし、特に夜間帯に勤務する職員の人手不足が原因となり、介護サービスの縮小になっています。また、介護報酬の単価は物価高騰や人件費の上昇に追いついていません。それが1人当たりの賃金がなかなか上昇しない一つの要因となっております。長期間働いても給与が増えない、賞与が少ないなどということです。若手の職員が腰を据えて勤務を続けていくことへの不安もあります。介護報酬の単価については、県や国に要望していくことではあります。

これを踏まえて、神岡地区でのショートステイについて、市としてどのように受入れ体制を整えていくのかということが重要だと思っております。社会福祉法人も利益を出して給与を払っていかなければ事業が成り立ちません。利用者減少による赤字が発生し、運営が困難になった場合、飛騨市の介護サービスについてどのように考えているのでしょうか。

2点目、市民病院の病棟再編と経営についてです。こちらにも夜勤勤務のできる看護師の人手不

足が要因です。しかし、病院の経営を考えるとベッド数が多く、稼働率を上げることが健全な経営につながるのではないかと思います。市民病院も施設自体が老朽化しており、大規模改修か建て替えなどの検討がされております。外来患者の受入れも病院経営には重要なところであります。81床から60床へ21床休床することが病院経営にはどのような影響を与えることになるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 野村賢一 登壇〕

□市民福祉部長（野村賢一）

医療・介護サービスの今後についての御質問ですが、私からは1点目の神岡のショートステイ事業について、市の立場と私どもが把握しております情報の範囲でお答えをいたします。

まず、旭ヶ丘ショートステイ建設の経緯から御説明いたします。

旭ヶ丘ショートステイ建設以前の神岡地区は、社会福祉法人神東会が運営する東町の特別養護老人ホームが、平成12年4月に特養50床、ショートステイ20床の指定を受けており、平成24年1月に特養を8床増床しました。平成22年に同法人が策定した中長期計画では、団塊の世代が後期高齢者となる2025年頃には介護需要が大幅に増加すると見込まれており、ショートステイとデイサービスの複合施設が必要であるとされておりました。

これを受けまして、その5年後の平成27年、同法人は特養の待機者解消のため、ショートステイの20床を特養に転用することで特養を78床とすると同時に、新たに神岡町殿地内に旭ヶ丘ショートステイとして個室を中心とした30床を建設いたしました。これが旭ヶ丘ショートステイ建設の経緯でございます。

この経営については、もともとショートステイ単独で採算を取るのではなく、特別養護老人ホームの利益も合わせて法人全体で利益を確保する構想でした。しかし、ショートステイは、平成27年の開設以降、おおむね2,000万円以上の赤字が続いており、これが主な原因となって法人全体の経営が悪化しております。直近5年間では、旭ヶ丘ショートステイ単独で年間約3,300万円の赤字、特養と合わせると約4,000万円の赤字となっております。令和6年に市が支援し、社会福祉連携推進法人・共創福祉ひだを実施した経営支援による分析では、このままの状態が続くと、遠からず資金が枯渇する可能性があるとして指摘されております。

この要因は、利用者数の減少で定員の30人を大きく下回る状況が続いていることと、人材確保が困難になっていることです。これらは、建設計画当時の想定を超えており、経営陣の努力ではカバーし切れなかったものと言えますが、ここで何もしなければ神岡町唯一の社会福祉法人の存続が難しくなることは目に見えており、市としても施設の見直しは急務であると認識しております。

このため、市と神東会では経営改善に向けての協議を重ねてきた中で、神東会として令和8年4月から旭ヶ丘ショートステイを休止すると決断されました。今から神岡地区に新たなショートステイ事業を確保することは、人材確保の面からも困難であるため、市としてはまず受入先の調整支援に注力したいと考えております。

現在の平日・休日を合わせた平均利用者数は約20人であり、その代替としては東町特養を退所

された方の空床を利用するショートステイをおおむね10床確保する方向で調整されております。しかし、スムーズに移行ができない場合、神岡地区でショートステイを利用できなくなる可能性もあり、神岡以外でのサービス利用を余儀なくされる利用者には、緊急支援として古川や富山方面への移送に介護タクシーなどを利用した場合の支援を検討しております。

議員御指摘のとおり、社会福祉法人も事業を維持するために利益を確保し、給与支払いを行う必要があります。国は先日、強い経済を実現する総合経済対策において、「介護報酬改定の時期を待たず、人材流出防止のため賃上げや職場環境改善の支援を行う」との緊急対応を発表しましたが、医療・介護事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

法人が運営困難に陥らないよう、まず収入確保とサービス稼働率の向上に向けた取組を実践しなければなりません。古川地区と神岡地区では稼働率に差が生じている状況も踏まえ、事業者間でお互いのサービスを補完できるよう、ケアマネジャー等と情報共有を図り、市として円滑な調整を行う施策を講じてまいります。神東会に対しては、社会福祉連携推進法人の経営支援業務によって経営改善計画を策定済みであり、今後は人材の流動的な活用等の取組がますます必要になると考えています。

〔市民福祉部長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 登壇〕

□病院事務局長（佐藤直樹）

私からは、2番の市民病院の病棟再編と経営について、お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、稼働率の高い病床数が多ければ多額の診療報酬が得られ、経営の健全化につながる可能性が高まります。しかし、当院の令和7年度10月までの平均入院患者数は51人、病床稼働率は63%にとどまっており、稼働率の低い病床を維持していることが経営面での負担となっています。

病床稼働率低下の要因の一つに、人口減少のペースが非常に速いことが考えられます。神岡地区においては、後期高齢者人口こそ横ばいで推移しているものの高齢者人口は平成29年度にピークを迎え、既に減少に転じています。したがって、医療需要はしばらく現状を維持するものの、その後さらなる下降に向かうものと想定しています。

また、令和6年度の診療報酬改定により、療養病棟入院基本料の基準が厳格化されたことも要因の一つです。さらに中央社会保険医療協議会では、療養病棟における医療区分の患者割合引上げの提案がなされており、この傾向は続くものと考えられます。

一方で、2病棟の体制を維持するためには、1日に5人の夜勤看護師が必要となります。そのため、療養病棟に所属する複数の看護師は月に7回もの夜勤を担当しており、標準的に週1回程度であるべき夜勤回数を大きく上回る勤務シフトとなっています。

これらの状況を総合的に判断した結果、1病棟化によるダウンサイジングに踏み切ったわけですが、入院を必要とする患者さんの受入れ態勢はこれまでと実質的に変わらないため患者さんに影響は及びません。当院としましては、夜勤看護師の勤務体制を5名から4名とすることで看護職員の勤務負担軽減を図るとともに、病棟の集約化により業務効率が向上するものと期待してお

ります。

今回の病棟再編は、以上の背景を踏まえ今後の安定的な医療提供体制を維持する仕組みづくりとして進めるものですので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

〔病院事務局長 佐藤直樹 着席〕

○11番（前川文博）

2点回答いただきました。介護のほうなんですけども、確かに赤字が多いということで経営が大変なんですよね。全体で利益を出していくということで向かったんですけども、これ法人が出している資料を拾ってきますと、旭ヶ丘のショートステイが10年間で1億3,840万円ほどの赤字、減価償却を含むと10年間で4億6,366万円ほどの赤字となっていて非常に赤字が大きいというのが分かりました。30人入れるんだけど平均20人という話もありまして、全部埋まらないのが収益が上がらないと。25人に対して1人の夜勤者がいるということなので、30人の定員だと絶対2人いるんですよ。そこも一つのネックみたいで、20であれば1人でも済むんじゃないかという話もお伺いをいたしました。

その代替として特養でという話もあって、10床、10人ぐらいという話もあったんですけども、たんぼぼ苑の稼働率というか入所率を見ると、ここ数年もうほとんど70床以上、70床から76床ぐらい入ってみえるんで、そうすると10人のショートステイが果たしてできるのかなということもちょっと心配なんです。最初5人程度、ひよっとすると二、三人ってなるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどんなような見込みでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（野村賢一）

おっしゃるとおりですけども、私どもが伺っておりますには10床を目指しておるんですけども、今のこの12月頃からですけども、もう開いたところからショートにしていくというようなことで、1月に4床とか2月には6床とか、段階的に空床をつくっていくんだという計画ではおりますけども、退所者がいないと空床ができないわけですから、そこら辺は確実なものとは言えないですけども、将来的に10床を確保するという計画であると聞いております。

○11番（前川文博）

そうなんですよね、たんぼぼ苑は空いてきたらの話なんですけど、現実には要介護3以上で40人以上の方が待ってみえると。老健たかはらも100人ぐらいの待ちがあるということで、なかなかそういった介護度の重い人が入るのが先になるんじゃないかなという心配もあるんですね。その辺も含めて、ショートステイの入るところを増やしていただきたいなと思います。

これを施設で確認したときには、ショートについては県外の利用もできますよという話も聞いたんですが、当然そこへ行くには移動手段は自分で準備するか、神東会の福祉送迎サービスですね、こういうのを使っていくしかないんですけども、やっぱりショートは乗り合わせで行くことができず、1人で1台で輸送するというような話が多いので、先ほど介護タクシー支援を考えるという話でしたので、ぜひそういうのを拡充していただいて使いやすいものにしていただきたいなと思います。

それから病院のほうですけども、この件については新聞に2回出ておりまして、直近、地元の

神岡ニュースでも出まして詳細が書いてありますので、ここでお伺いしましたので、病院経営が傾かないようにうまく回していただければいいかなというふうに思います。

それでは、最後の質問に入ります。ちょっと大体予定時間では進んでおるんですけども、緊急銃猟と森づくり構想の方向性についてということで4点です。緊急銃猟に対応するハンターと訓練について、2点目、緊急銃猟に至る判断はあったのかと、3点目、森づくり構想の方向性、4点目、Jークレジット発行と飛騨市の脱炭素における森林吸収量の関係です。

この9月から市町村長の判断でハンターに認める緊急銃猟が可能となりました。飛騨市でも目撃情報は多く、さらに中心市街地での目撃情報も多くあります。森林の手入れができていないからや、すみ分けができなくなった、個体数が増え過ぎたなど要素は多いです。緊急銃猟については、9月の質問に間に合わなかったのが今回質問となりますのでお願いいたします。

それでは1点目です。緊急銃猟に対応するハンターと訓練ですけども、これは初めての緊急銃猟ということになります。要件なども数多くあり、対応には苦慮されているのではないかと思います。これまでに飛騨市ではどのような対応マニュアルで訓練を行い、猟友会と運用について協議をされたのでしょうか。また、緊急銃猟に対応するハンターは飛騨市内で何名いるのか、お伺いいたします。

2点目、緊急銃猟に至る判断はあったのかということです。市街地を走っていった、交差点の一時停止を無視して走っていった、あの空き地の草むらの中にいたなど、いろいろと話題があります。幸いに目撃者や住民への被害はないので、一時停止をして交差点を突っ切ったなどと笑い話で済んでおりますが、空き地は目撃情報があった後はすぐに草刈りが実行されました。車庫に入り込んだり、玄関を開けたらそこにいるのではと心配の声もあります。市街地でどこかに熊が立て籠った場合など、緊急銃猟は発令できるのでしょうか。その際の要件と緊急銃猟が不可能な場合の対策はあるのでしょうか。

3点目、森づくり構想の方向性です。飛騨市の森づくり構想が今策定中です。人工林と天然林の活用や整備などが盛り込まれると思われれます。2030年の二酸化炭素排出量削減の森林による吸収量を確保するためにも重要な構想となります。どこに重点を置き、どのような施策をしていく方針でしょうか。

4点目、Jークレジット発行と飛騨市の脱炭素における森林吸収量の関係です。令和6年3月の質問では、「脱炭素推進ビジョンで森林は飛騨市のCO₂排出量の約37%を吸収している。今後も30%以上を確保していくのか」と聞きました。答弁では、「吸収量がかなり減少することが報告され、毎年180ヘクタール程度の森林整備が継続して行われた場合、年間7,100トン程度の森林吸収効果を見込み、ビジョンでは吸収源としての森林の適切な整備を今後も継続する」との答弁がありました。

つまり、森林整備による吸収量を飛騨市の脱炭素推進ビジョンで自家消費して使うということになっていますが、今回この吸収量を飛騨市で使わずに外部に販売するという方針となりました。Jークレジットを発行しても、飛騨市の脱炭素推進ビジョンには影響がないのでしょうか。2030年、2050年の目標はクリアできるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

緊急銃猟と森づくり構想の方向性について、1点目から3点目を答弁いたします。

まず、1点目の緊急銃猟に対応するハンターと訓練についてお答えします。緊急銃猟とは、人の生活圏に出没した熊などの危険な鳥獣について、通常の狩猟規制を超えて、市町村長の判断により特例的に銃を使った駆除を可能にする制度です。市では、熊等が人の生活圏に出没した際に迅速かつ安全に対応するため、国の緊急銃猟ガイドラインに基づく対応マニュアルを作成しました。このマニュアルは、緊急銃猟時に関係部署や関係機関との密接な連携を前提に運用するものです。

訓練については、本年9月29日に飛騨市主催で県内初めての緊急銃猟研修会を開催し、法的理解を深めるための座学や現場での指揮系統、緊急銃猟に至る流れを確認しました。研修会には猟友会、警察、行政の関係者の参加がありました。実地訓練では、古川町千代の松原コミュニティセンター周辺を訓練場所に設定し、国のガイドライン及び対応マニュアルに従った訓練を行ったところです。また、11月5日には岐阜県主催の緊急銃猟実施編が本市で開催されています。

緊急銃猟に対応するハンターについては、飛騨市の鳥獣被害対策実施隊員88名の中から、ガイドラインに適合する者を選出し協力を依頼する方針です。

次に、2点目の緊急銃猟に至る判断はあったのかについてお答えいたします。結論から申し上げますと、本市では緊急銃猟の必要性が認められた事案はございません。緊急銃猟が可能となるには4つの条件を全て満たす必要があります。1つ目は、対象動物が人の日常圏域に侵入、または侵入のおそれが高い。2つ目は、人命や身体に対して差し迫った危害が懸念され、緊急対応が必要。3つ目は、銃猟以外の方法では捕獲や排除が困難。4つ目は、発砲により周囲の住民・通行者等に弾丸等が届かないなど安全が担保されている。つまり緊急銃猟は、熊等が市街地の建物に侵入するなど、人命や安全に直結する非常事態に限定された例外措置です。したがって、熊対策の基本である箱わなでの捕獲や追い払いなどが優先されることになります。

3点目の森林づくり構想の方向性と施策についてお答えします。森林は公益的機能を発揮する大切な資源です。しかし、人口減少に伴い労働力不足が進行する中で、人工林の手入れが従来どおりには行き届かなくなり、公益的機能が低下することが懸念されています。

本構想では、本市の長期的な森林づくりの方向性を示し、基本理念として「多種共存の森」を掲げます。これに基づき、環境や立地条件に応じて、従来どおり主伐・再造林を進める森林、間伐を繰り返す人工林の針広混交林化や天然林の大径木化、また集落周辺の森林整備を進めていく方針です。この方針は熊の人里への誘因を減らし、長期的な出没抑制につながるとも考えています。

この方向性に基づき、令和8年度以降は試験的に施策を進めていく予定です。これにより、持続可能な森林経営を進めつつ、二酸化炭素吸収量の確保にも貢献していく方針です。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 谷口正樹 登壇〕

□環境水道部長（谷口正樹）

4点目のJークレジット発行による森林吸収量の影響についてお答えいたします。脱炭素推進ビジョンに示されている森林によるCO₂吸収量は、2020年度時点で142.5千トンですが、樹木の高齢級化に伴い今後の年間の吸収量は減少する見込みでございます。仮に現在と同程度の180ヘクタールの森林整備を継続した場合でも、2050年度には68.7千トンまで減少すると算定しております。

環境省の地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルによると、Jークレジットの取引を地方公共団体が包括的に情報管理・把握できる体制となっていないため、区域の排出量の算定において必ずしもこれを考慮することは求められてはおりません。

したがって、現状の排出量算定では基礎排出量を用いることが原則であり、Jークレジット販売後の調整後排出量で算定する必要はございません。そのため、現時点ではJークレジット発行が脱炭素推進ビジョンに影響を与えるものとは考えておりません。

なお、仮にクレジット販売により市内の吸収量が減少したとしても、脱炭素化への取組は地球規模の課題であることから、広い視点で進めていく必要があると考えております。

〔環境水道部長 谷口正樹 着席〕

○11番（前川文博）

今、答弁をいただきました。緊急銃猟、それから森づくり構想ですけど、森づくり構想が多分、熊の出没とかを抑えていくとかCO₂削減とかに全部絡んでいくんで、その森づくり構想は非常に重要なものになっていくと思います。

それで、熊の関係はもう緊急銃猟をいろいろ聞きましたし、今、高山市もいろんな方針出したし、猟友会の方ともお話ししましたので、この後、熊のことをあと2人、3人ほどありますのでそちらに譲りますので、私はJークレジットのほうへ行きます。

そこで今Jークレジットが今回やるということになってきたんですけども、これまでは費用がかかるのでやらないという話もありました。今、脱炭素の吸収量との話でダブルカウントが指針であると。確かに環境省の区域施策編のマニュアルの中129ページですか、ここには把握できないので二重にやってもいい、のような書き方もあります。ただ、一方では、二重計上しないための取組のマニュアルもあります。

そこで今、自治体でやってるところの幾つかちょっと聞いてみたんですよ、ダブルカウントどうなのかと。そうすると、これ担当者レベルの話なので自治体名は言わないでくださいというのがあるので、そこはなしなんですけども、私のところはJークレジットが先に始まってその後、脱炭素の計画が出たので、はっきり言って指針があるのでオーケーだということでダブルカウントしているというところもありました。あとは、そのダブルカウントオーケーなのは分かっているけども、ダブルカウントをするとまた後で修正しなきゃいけないのでやらない。あとは、その情報を知らなかったっていうところもありました。やっぱりどこでも出たのは、やっぱりダブルカウントをすると数年後にJークレジットで把握した量が分かると修正しなきゃいけないので、またその手間もかかるので、もう入れないほうが本当はいいですよという意見がやっぱり多かったんですよ。

それを踏まえていくと、やっぱり今回はそこは抜いていくべきかなと思うんですが、実際にそ

のダブルカウントになる量というのはどれぐらいになるかということは予想されてますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（谷口正樹）

今回の補正予算で農林部のほうで計上されております計画につきまして、詳しい数値まではこちらのほうで把握しておらず、そういったどの程度というお話までは算定していないのが正直なところでございます。

○11番（前川文博）

先般、全員協議会で説明があった数字でいきますと、毎年2,000トンから5,000トンぐらい、6,000トンぐらいですが出てくるので、多分それがダブルカウントになるのかなというふうには思っております。

で、ですね、こっからなんですけども、今Jークレジットを始めるということで出てきたんですけども、発行についての基本的な流れっていうのはどのようになっているのか、多分皆さん分からないと思うので、その辺をまず説明していただけますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

Jークレジット創出までの簡単な流れを概略だけ説明させていただきます。クレジット認証の認証と発行までには、大きく分けると登録とモニタリングの二つのステップがあるようになっています。まず、今年度は、要は本市の市有林の森林管理事業をそのプロジェクトとして登録を実施するということになります。それでそのプロジェクトの計画書を作成して、市が審査機関にその計画書の妥当性等の申請を行うということになりまして、妥当性の確認結果が有識者から成る認証委員会に諮られて、国が正式にその事業を登録するといった段階がまずあります。

次に、今度はCO₂の吸収量のモニタリングを実施するような流れになります。登録したプロジェクト計画に基づいてCO₂吸収量を計測・算定し、それでモニタリング報告をまず作成すると。その上で審査機関による検証結果が有識者の認証委員会の審議に諮られた後に国がクレジットを発行すると、大きくはこの二つの流れになっているということでございます。

○11番（前川文博）

国がJークレジットを最終的に発行するんですけども、このJークレジットは先ほどの環境省の指針では、どれだけなっているのか分からないということがあったんですが、これは国でやっているの全国でまとめているところは1か所しかないんですよね。Jークレジット制度事務局ということで1か所、これは委託されたところでやっているんですが、そこが全部管理してます。審査機関というのは四つあるんですけども、森林を扱うのは三つだけですので、三つの機関が審査をするということになっております。

今回、補正予算で予算が457万円ほど上がっておりますが、これ委託創出業務でこのJークレジットを進めていく予算なんですけども、これ実際のところすごい申請が多くて混雑していると。審査期間もすごく待たなきゃいけない、登録も待たなきゃいけないという話を聞いているんですが、その辺は今進めて年度内にできる見込みはあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

混んでいるのを、前川議員御指摘のとおりというふうに聞き及んでおります。そもそもJークレジット制度で国の経済産業省、環境省、農林水産省の3者がその制度の管理者となっていて、そのJークレジット制度の事務局を運営していったというふうな形になっているみたいです。制度事務局とは別で、今ほど申し上げたその審査機関や認証委員会が存在しているということで、それが今議員御指摘の日本における審査機関は4団体で、そのうちの森林分野の審査機関が3団体あるということでもあります。

相当立て込んでいるということですので、既にそのうちの1団体といろいろ御教示いただくものもあるんですがやり取りしておりまして、我々としましては書類を申請する以前にいろんな精査を進めまして、何とか年度内には間に合わせたいという今のところ予定しております。

結論から申し上げますと、今年度中に何とか妥当性までの確認を終了して、最終的に登録が認められるのは来年度ですね、令和8年度の夏頃を予定しております。

○11番（前川文博）

分かりました。今2つある分のステップ1ですね、プロジェクトの登録というところは今年度中に何とかなるであろうという話というふうで受け止めました。

制度事務局のホームページから見ると、いろんな自治体、県も市町村もあるんですけどもやって、プロジェクト名っていうのが結構ついてるんですよ。これ前回、全員協議会の折にこれ商工観光部で説明があったんですけども、これに森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトという名前があるんですが、これがJークレジットのプロジェクト名になるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

実は、これが私も当初ちょっと誤解していた点もありまして、まず森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトというのは、そういった森林を整備してJークレジット、つまり森林を整備するところに投資をして、加えてJークレジットですね、そういったクレジットの利益を得て、それをまちづくりにしていくというようなプロジェクトなんですけど、ここに登録に係るものは今申しあげました森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトとは関連はするんですけど、また別で市有林の森林管理をする事業という内容を登録するというものなので、こちらにつきましては、関連はありますが分けて考えると整理がしやすいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

すみません、今の説明、ちょっと確認しますが、今の森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトではなくて、別の森林整備をやるというような名称のプロジェクトになるということですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

そのようになります。市有林をどういうふうに整備していったら、その結果CO₂がどれぐらい

吸収されてというような、事業に至るかどうかということ森林経営計画も含めて審査を受けるということになりますので、そのような御理解でよろしいかと思ます。

○11番（前川文博）

そうしますと、先般、全員協議会で説明あったんですけども、ここの中には森林整備の事業というものが中に載ってないんですが、この辺はどういうふうになってるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

商工観光部と関連がありますが、私のほうからお答えさせていただきます。まずですね、なかなかこの辺の考え方を整理する、分かりやすくとかスキームを説明いたしますと、まず市有林の整備は先ほど申し上げましたように、森林のCO₂吸収量を高めてクレジットを創出するための基盤をつくるという投資になるかと思ます。一方で、クレジットの売却益は整備によって得られた環境価値を、これは一部というかなるかと思ます、今回ですね全員協議会で説明させていただいた自然資源の持続的な利用、これは池ヶ原湿原とか、あるいは北ノ俣の登山道とかこういった整備、2点目が多様な森林、自然資源の価値の共有ということで、これにつきましては森林や自然をテーマに絞ったツアーとかの実施、三つ目の柱が森林自然資源を活用した新たな挑戦ということで、こちらのほうは市内事業者との協働による商品開発、この中には広葉樹も含まれますし、あるいは薬草の自生するような有用植物の活用なども含まれるということでもありますので、そういったクレジットとの一部になるのか、どの程度になるのかはこれから恐らく財政的な状況とか政策として考えていくことになるかと思ます、そのクレジットにやられるうちの部分を、今ほど申し上げた森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトのほうに充てることになるかと思ます。

○11番（前川文博）

ちょっと頭の中で今まとまっていらないんですけども、J-クレジット売却していくと最終的に2億7,255万円ぐらいあるんですが、これっていうのは森林整備をやったことによって生まれてきた、要は果実といった、預金していれば利息なんですけども、そういったものかなと思ます。そうすると当然ここに森林整備でかかる費用ってものは、ここに乗っけていくべきじゃないかなと思ます。これ一般財源から出すんじゃないくて、ここの中から出して、あと生まれた余剰金をこうやって活用していくっていうことが普通じゃないかなと思ます。その辺どうなんですか。あくまでも一般財源で出して、これはこれで出てきたもんだから別に使いますという考えなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ちょっと先ほど答弁させていただいたことと重なる部分もあるかと思ますけれども、市有林をまず森林整備をするということは、もちろんその市有林の価値を上げていくということになります。その上で、そこにはしっかり森林経営計画を立ててですね、国・県の補助金を頂きながら、そこに負担金として一般財源を充てていくというのが、まずは市有林への投資ということになり

ます。

一方で、今度は仮にこの登録とかそういった申請も含めてクレジットが発行できるようになった場合は、それはクレジットの売却益として先ほど申し上げた例えば広域的な利益を市民が享受するようなところに還元していくという考え方もあれば、あるいはさらにそういった森林整備等々に財源を充てていくという考え方も、これは両方あると思います。

まず、基金に積むということになりますので、その基金の使い道によっては先ほど申し上げましたように、恐らく財政運営上、優先度をどこに持って行くかという話になるかと思っておりますので、そういった財政全体の中で調整されて適切に判断されていくのではないかというふうに考えております。

○11番（前川文博）

すみません、根本的なところを聞きます。これ、間伐は年間どれぐらいやるという見込みでつくられていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ちょっと手元に詳細な資料がないので、これ今の予定です。例えば市有林ですと年間20ヘクタールほどを間伐すると、大体それ前後になるかと思いますが、20町歩をやって、この計画は16年間の計画でありますので、それ掛ける16年間と。

ただし、クレジットの算定については、過去に行った部分も今回カウントしますので、今後の話になりますと年間大体20町歩を16年間というふうなことを見積もっております。

○11番（前川文博）

間伐を年間20ヘクタールということなんですけど、多分間伐、今、補助金抜くと1ヘクタール当たり40万円から50万円ぐらいが負担金としてなると思うんです。安く見積もって40万円とすると、年間800万円ほどは森林整備に一般財源から出すということになります。2年で1,600万円、あとこれに道直したとかいろんなことを引くと2,000万円ぐらいかかると思うんですが、これはあくまでも今一般財源結構厳しい厳しいって言ういろんな事業を削っていつてるんですが、せっかくこのJ-クレジットで利益が出てくるのであれば、ここからまず使っていくのがいいんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の考えというのはどうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

森林整備は元来ですね、何かの価値を生み出すというよりは、当然やらなくちゃいけないものとしてやってるわけですし、森林環境譲与税というそもそも個別財源があるわけですね。それを使いながらやっていくというのが基本ですから、全部一般財源でやっているわけじゃなくて、むしろ森林環境譲与税を主に使っているってことです。しかもこれはですね、ほぼ恒久財源ですから、一時の補助金とかではないという考えです。

したがって、そこで生まれた価値を、もちろんまた森林の再整備に充てていくという考え方も

ありましようけれども、ほかのやらずにちやいけない自然資源の活用とかまちづくりに充てられて、そこの一般財源が浮くのであればそっちのほうがいいじゃないかと、こういう考えです。

なので、もし厳しい中でそれをもう一回森林整備に充てれば、池ヶ原とか北ノ俣とか、深洞湿原に充てる財源はなくなりますよね。じゃあどっちがいいんだと、こういう話になりますので、それはやっぱりトータルの中で財源の充て先は考えていくということであろうというふうに思います。

○11番（前川文博）

そうか、森林環境譲与税ね。これが入ってるので、それしか使えないのでということになりますけど、あとですね、じゃあこのJ-クレジットを16年の計画でやるんですけども、計画を立てて事業を実施します。当然その16年間の管理というものが必要になると思うんですが、その辺はどのような管理をされていくのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

通常というか市有林の管理をしていくということになりますので、当然間伐して、それから保育して、それから場合によっては再造林するという流れになりますし、そこには当然、我々市の職員も含めて、主体は委託する林業事業体になりますけれども、そういうところでどういった管理状況になっているかっていうのを適切に進めていくということになるかと思えます。

ですので、そういった財源については当然必要になってくるわけですが、それはもちろんJ-クレジットの対象となり得るような維持管理をしていかなきゃならないですが、それも含めてしっかり市有林を管理していくというようなことを考えております。

またですね、やっぱり前川議員御指摘のとおり、木材の売払いと国・県の補助事業を除いた要はその差額の負担ですよね。そこが収支を今の試算だと我々もできるだけ収入のほうはより過小に見積もって、施業にかかる負担金は通常よりも少し多めに見積もっているもので、若干というか、赤字を想定はしているんですが、ただ、計画を立てたり、その施業をする上では、収支をとんとん、あるいは黒字にするようには常々今後もそういった運営をしていきたいというふうに考えております。

○11番（前川文博）

分かりました。もう残り1分になってきたのでまとめていきますけど、今その費用もあつたんですけども、じゃあこの16年間はこれプロジェクトなどを管理していかなきゃいけないんで、これは農林部がやっていくということによろしいんですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

御指摘のとおりですね、市有林の管理ですので我々農林部のほうが所管して、市有林の森林整備を適切に進めていくということでございます。

○11番（前川文博）

そこなんですけど、私、これもう理解できなかったのが、全員協議会で商工観光部で説明があ

ったんですよ、J-クレジットの話から。でも、今やると農林部が最後やるっていうことになれば、当然全員協議会の説明のときにもJ-クレジットの話から進めてって、そこに多分この森と自然に立脚したまちづくりプロジェクトっていうものがぶら下がっているというふうだと思うんですね、今の話だと。その説明っていうのは、これ環境水道部も入っていくと思うんですけど、あの中ではきちんとされてましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

どこで説明するかっていうのは我々の判断ですが、この話、説明するために前田建設との連携協定の中から生まれてきて、しかもJ-クレジットに今まで踏み切れなかったのは、買ってもらえるかどうかがよく分からないっていうのが一番大きかったんですね。そうした場合に、コストばかりかかって売れないという可能性があるんですけど、今回は買ってもらうところがあるということが前提で始まっていますし、買う側としてのある程度御意向もあります。そういったことを踏まえると、やっぱりまず連携協定の中から出てきた話だと、活用をどうするのかっていう話から話が入っていったので、そういう説明をさせてもらったということです。

今、どうやってそこに生まれてくるかっていう議論が、議員の関心のポイントがそこについてるので農林部で説明じゃないかと言われるけども、それはどこに関心を置くかによって説明者が変わってくるわけですし、今回関係の部は複数にまたがっていますから、私としては商工観光部での説明を良としたということでもあります。

○11番（前川文博）

J-クレジットも2030年が一番ピークでと、今から二酸化炭素を出さないものが増えていくということでそういうものもありますし、今回は前田建設で買取りがあるということで売れ残りはないと思いますし、今ほかのどこ聞いたときも、もう実勢単価4,000円、5,000円まで落ちてるところもありますので、うまく活用してきちんと収益を上げていただければと思います。

以上で終わります。

〔11番 前川文博 着席〕